

【論考】

外国人留学生のメンタルケア、 障がい学生支援体制に関する一考察

-早稲田大学の事例から-

Mental Care for International Students and a Support System for Those
with Disabilities: A Case Study of Waseda University

早稲田大学国際部国際教育企画課兼留学センター、早稲田大学アジア太平洋研究科博士後期課程

眞谷 国光

MAMIYA Kunimitsu

(Center for International Education and Planning Office for International Education, Waseda
University / Graduate School of Asia-Pacific Studies, Waseda University)

キーワード：留学生支援、メンタルケア、障がい学生支援

1. はじめに

日本政府は2008年、「留学生30万人計画」を発表した。これは、日本をより世界に開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する「グローバル化戦略」の一環として、福田元総理が第169回国会の施政方針演説の中で打ち出したものであり、日本への留学生を、2020年を目途に、当時の12万人から30万人に増やそうという計画である。

その計画発表から、10年の年月が経とうとしている。実際に、この計画どおり、現在、海外からの留学生受け入れ数が加速度的に急増しており、日本学生支援機構（JASSO）の「平成28年度外国人留学生在籍状況調査結果¹」によると、日本へ留学する外国人学生の数は、2016年5月1日現在で239,287人であり、前年比30,908人（14.8%）増という状況である。つまり、計画当初の2008年の同調査結果²による外国人留学生数123,829人から、約12万人が既に増加しているということになる。この流れの中で、量的な拡大のみならず、質的な変化も同時にもたらされた。文部科学省による「国際化拠点整

¹ 日本学生支援機構「平成28年度外国人留学生在籍状況調査結果」
http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2016/index.html（2017.11.20.閲覧）

² 日本学生支援機構「平成20年度外国人留学生在籍状況調査結果」
http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2008/index.html（2017.11.20.閲覧）

備事業(グローバル30)」(2009~2013年度)においては、外国人留学生の受け入れ増加の促進に加え、英語学位プログラムの創設・拡充という目的があった。その施策を契機に、日本の各大学では、英語を使用言語とし、日本語を必ずしも話さない外国人留学生の受け入れを増加していった。

海外に目を向けると、例えば留学生受け入れ大国として有名なイギリス・オーストラリアでは、外国人留学生の比率はいずれも約25%である。一方日本では、増加傾向にはあるものの、まだ約6%³に留まっている。オーストラリアの文化交流組織で、オーストラリア等の留学の広報を担っている IDP Education Australia⁴が行った留学生数の将来予測に関する調査・研究がある。IDPにより計算された「実質所得と人口がともに中程度の伸びを示すと仮定する『ベース・シナリオ』」に基づいた予測によると、「世界全体の留学生は年6.05%の複利で増加するとみなされ、その結果、2003年の世界全体の総留学生数211万人が、2025年には2003年の約3.6倍にあたる769万人に増加する」と予測されている。

このように世界的に留学生の受入れが活発化する中、日本では留学生へのサポート体制は整っているのだろうか。急速に留学生数が増加するにあたって、質的なサポート体制の拡充を疎かにしてはならない。サポート体制は、専門分野の学習支援、外国語学習支援、住環境などの生活サポート、メンタルケア、危機管理サポート、奨学金などの観点が考えられる。本稿では、現在特に急増している日本における外国人留学生のメンタルケアおよび障がい学生支援に焦点を当て、その現状と課題について、一大学の観点から考察を行う。現在、来日する外国人留学生のメンタルケアの必要性は特に高まっており、そのための学内・学外資源の活用が早急に求められているが、具体的にどのような対応策を取っていくべきなのだろうか。メンタルケアや障がい学生支援の考察の枠組みを提示しつつ、日本で最も多くの外国人留学生を受け入れながらも積極的な学習、研究支援を行っている早稲田大学での事例を紹介する。なお、本稿は、日本全体の傾向を踏まえた一般化できる議論というよりはむしろ、ケーススタディの範囲での考察となることはあらかじめ言及しておきたい。

2. 外国人留学生へのメンタルケア、障がい学生支援体制に関する考察の枠組み

(1) 外国人留学生がストレスを感じやすい背景

まず、外国人留学生、日本人学生にかかわらず、青年期である大学生は、医学的にメンタル疾患を発症しやすい年齢(好発年齢)であり、アイデンティティ確立のための心理面の揺らぎや不安定さが

³ 日本学生支援機構「平成28年度外国人留学生在籍状況調査結果」および文部科学省「学校基本調査」(平成28年度)の各統計より算出。なお、準備教育課程、日本語教育機関の留学生数は除いている。

http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2016/index.html (2017.11.20.閲覧)

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1375036.htm (2017.11.20.閲覧)

⁴ IDP Education Australiaは、学生の国際的なモビリティを促進するグローバル組織であり、世界に93のオフィスを持ちオーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカ、イギリスへの留学を支援している。 <https://www.idp.com/global/studyabroad> (2017.11.20.閲覧)

見られること、かつコミュニケーションが不得意であったりスケジュール管理等が難しかったりする発達障がい(アスペルガー、ADHD など)の問題を抱えていること等が懸念される時期であるといえる。このように多くの潜在的クライシスを抱えている時期だからこそ、メンタルケアが必要である。

また、外国人留学生が特に日本へ留学する際にストレスを感じる背景について考察したものに、田中(2010)が行なった調査がある。その先行研究によると、在日留学生が直面する日本人との対人行動上の困難は以下の6つのカテゴリーに分類される。①間接性：日本人ははっきり断らない。日本人の遠慮の意図がつかみにくい。②集団行動：日本人の集団行動のとり方の要領がつかめず、必然性がよく分らない。③社会通念：日本での社会通念が難解で、社交辞令を誤解していた。④感情表現：開放的な表現を好む文化圏から来た留学生は、日本を窮屈と感じる。⑤異性・同性との対応：性規範が異なる文化圏から来た留学生を困惑させている。⑥外国人扱い：日本人の外国人との接し方が悩ましく、英語でばかり話しかけられる。これらの困難からは、日本独特の文化や社会慣習が、対極的な文化や社会慣習を持つ国々から来た留学生にはすぐには理解しがたいものであることを表している。これらの困難は、日本で生活するためには留学生自身が少しずつ理解し対応できるようになる必要があるが、対処できない場合は、メンタルヘルスが悪化しストレスを招きうる。

さらに、大橋(2008)によれば、留学生のストレス要因のトップ10は、①日本人の友達をつくること、②日本語、③住居、④経済問題、⑤日本の文化に慣れること、⑥友達をつくること、⑦感情的ストレス、⑧勉強・研究、⑨ホームシック、⑩差別、であるという。一方で、留学生の認識しているサポート要員は、トップ5は、①同国の友人、②日本人の友人、③他国の留学生、④同じ文化圏の友人、⑤家族のメンバーとの報告がなされている。大学側の視点に立てば、日本語を上達させつつ、日本人の信頼のおける友人をつくりやすくする環境づくりが、留学生の生活を充実させるのみならず、未然にストレスの発生源を防ぐことに繋がるということが理解される。

(2) 大学における外国人留学生のメンタル不調予防策の重要性

外国人留学生のメンタルケアの本質は、言うまでもなく、留学生が日本で感じるストレスを軽減し、学業や日々の生活を充実させるという目的のもとにある。しかしながら視点を変え、大学側の立場で外国人留学生のメンタル不調予防策を考えると、どのような観点が必要だろうか。①コンプライアンスの観点、②リスク・マネジメントの観点、③教職員の個人や組織の業務に対する生産性の維持・向上の観点、の3つが考えられる。

①コンプライアンスの観点からは、「安全配慮義務」を念頭に置かねばならない。安全配慮義務は、学校教育法第21条において明文化されており、「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること」と明記されている。この「安全」とは、事故や怪我などの物理的な安全だけでなく、メンタルな健康をその対象に含む。つまり大学が、

在籍する学生の心身の健康を保つことは自主的な取り組みというよりは「義務」である。予見義務および結果回避義務の両方により、「安全配慮義務」を考える必要がある。留学生の心身の不調を予測し、その状況を改善し病にかからない具体的な策を講じることが大学に求められている。

②リスク・マネジメントの観点からは、外国人学生の日本への留学は、青年期における潜在的クライシスに加え、海外留学というストレスフルなライフイベントを体験することで海外生活に適應できず、メンタル不調を生じるリスクが高いことに着目すべきである。メンタル不調となりえる学生をある程度事前に予測することで、大学は学生の安全を守ることが可能となる。

③教職員の個人や組織の業務に対する生産性の維持・向上の観点からは、教職員が心身の不調を訴える学生への対応によって、逆に自らも心身共に疲弊することで、パフォーマンスの低下などのリスクも発生しうる。教職員が心身共に疲弊すると、体調不良・集中力・思考力・意欲の低下、ヒューマンエラーによるミス・事故の発生が起こり、大学側にとっても大きな損失となりえる。

このように、日本へ留学する外国人留学生は、心身の不調を起こす可能性の高い対象であり、大学は社会的な立場、そして大学の運営の視点からそのことに対処していく必要がある。

(3) 学生に対するメンタルケアの4つの観点

厚生労働省が2006年に発表した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の中で、「心の健康づくり計画」の策定のために4つのケアが重要であることが指摘された。この指針は、留学生へのケアを展開するにあたり、十分に活用できる。

①セルフケア：学生が自分の心の健康状態を知り、元気に学業に取り組むための対処を実行するケアのこと。②ラインケア：日頃から学生の様子をみている教職員による「学内環境等の把握と改善」と「学生からの相談への対応」のこと。メンタル不調の予防の要とも言えるケアのことをいう。③学内資源：学内の保健センター等のスタッフ（保健室や学生相談等）が進めるケアのこと。学内におけるメンタルヘルスケアの方針の明示、教育機会の企画と実施、自発的な相談を受けるための制度や体制の整備など、ラインケア、セルフケアが効果的に推進されるよう支援を行うもの。④学外資源：学外の専門機関、相談機関によるケアのこと。精神科クリニックや保健所などがこれに含まれる。

これらの4つのケアは、どの1つが大事かということではなく、異なるレベルを組み合わせることで複数の手段を講じることにより、未然に心身の不調を防ぐことができるようになる。特に、留学生にとって身近なラインケアと専門的知識を有しアクセスしやすい学内資源によるケアを活用することでセルフケアが機能するようになるため、そうした構図で促進していくことが求められる。

(4) 障がい学生支援

2016年施行の「障害者差別解消法」により、一人ひとりの困難に合わせた「合理的配慮」の提供が

義務化された。このことにより、各大学においても障がい学生支援は単に大学の意向や施策ではなく、「義務」として受け止める必要があり⁵、さらなる障がい学生支援の体制の強化が昨今求められている。「障害者基本法」によると、「障害者」は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者」と定められている。各大学において、こうした障がいを持つ学生に対して、それぞれの必要に応じた支援が求められる。

3. 早稲田大学における外国人留学生の急増とケア体制の構築

(1) 早稲田大学における外国人留学生の急増

早稲田大学の国際化への取り組みは、創立以来「東西文明の調和」を目指し、「地球市民の育成」を担うという建学の精神のもと、1899年の清国留学生の受け入れをはじめとして百数十年にわたり拡大してきた。早稲田大学では、創立150周年となる2032年に向けた中長期的目標であるWaseda Vision 150を定めたが、その柱の1つとして、受け入れ外国人留学生数一万人を掲げている。早稲田大学は、「知の共創」の中核として、日本人学生・留学生が混在・融和する世界的なハブ機能を担い、また世界中が学びの場となるグローバルキャンパスを形成しつつある。

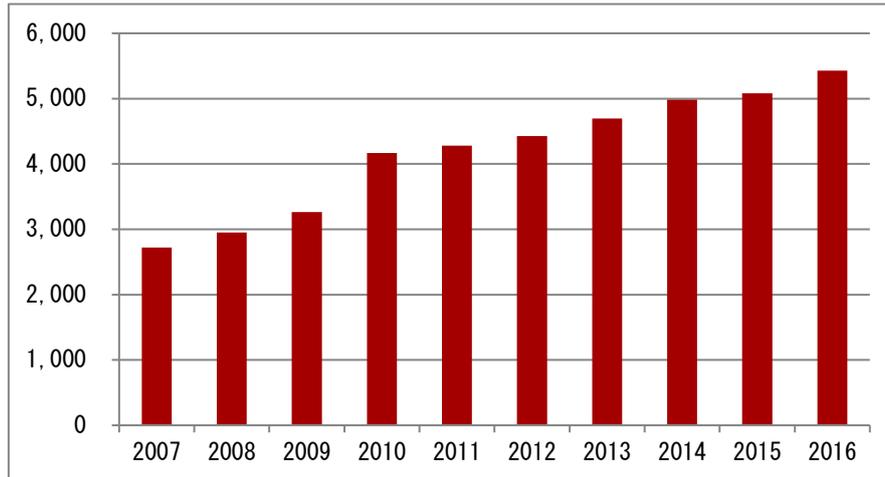
その留学生受け入れのための重要な施策の一つとして、「英語による授業のみで学位を取得できるコース」を、文部科学省の国際化拠点整備事業をきっかけとして急速に拡大し、2017年度の時点で7学部13研究科が英語学位プログラムを開設している。こうした様々な取り組みの結果、急速な留学生数全体の拡大および日本語要件が求められないことにより、国籍やバックグラウンドが多様な学生がキャンパスに多く存在する状況をもたらしている。

図1は、2007年から2016年の10年間における留学生数の推移である。このグラフにより、外国人留学生数が飛躍的に伸びてきていることが分かるが、2016年度11月時点で5,431名の外国人留学生が在籍している（2016年度通年在籍者数統計は7,156名）。なお、留学生の出身国は、表1のとおりであり、特徴としては、東アジアの国々からの留学生を非常に多く受け入れているといえるが、近年はその割合が下がる傾向にあり、多様性が増している。

そうした外国人留学生の急増する環境の中、早稲田大学ではその支援策について、専門的学習支援、日本語学習支援、住環境などの生活サポート、メンタルケア、危機管理サポート、奨学金などの各観点から取り組んでいる。本稿で取り扱うメンタルケア、障がい学生支援について、以下続けて記述する。

⁵ 2016年4月から施行された障害者差別解消法においては、合理的配慮の提供は、国公立学校は「法的義務」、私立学校は「努力義務」と定められている。

図1 早稲田大学における外国人留学生数（正規生・交換留学生等全て）の推移



（出典）筆者が早稲田大学のデータに基づき作成⁶。それぞれの年度の11月時点での統計。

表1 早稲田大学における外国人留学生の出身国内訳（2016年11月時点）

順位	出身国	学生数（人）	割合（%）
1	中国	2,775	51.1
2	韓国	872	16.1
3	台湾	397	7.3
4	アメリカ	226	4.2
5	インドネシア	109	2.0
6	タイ	108	2.0
7	フランス	67	1.2
8	ドイツ	61	1.1
8	ベトナム	61	1.1
10	イギリス	55	1.0
10	シンガポール	55	1.0
-	その他	645	11.9
合計	-	5,431	-

（出典）筆者が早稲田大学のデータに基づき作成

（2）外国人留学生のメンタルケア

毎年、早稲田大学へ入学する外国人留学生の数は先述のとおり増加の一途を辿っている。入学当初は、来日や新しい環境での学びに皆気分も高揚し、順調に問題なく過ごしているように思われるが、そこから留学生によっては異文化環境におけるストレス、学業の負担、経済的問題等、様々な困難に直面し、自身のパフォーマンスが落ちてくる者も中には存在する。こうした留学生には、上述の枠組みで確認したような4つのケアで配慮や対応を適切に取っていく必要がある。

まず、最も身近で取り組みやすいものはラインケアであり、心的トラブルの未然の対策となる。こ

⁶ 2010年度以降の統計算出の定義「外国人学生」：調査基準日において早稲田大学に在籍している学生（「休学中」「（海外に）留学中」の学生も含む）で、日本以外の外国籍を持ち、且つ「永住者」「特別永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」以外の在留資格を有している学生を指す。2009年度までの統計算出の定義「外国人留学生」：調査基準日において早稲田大学に在学している学生（「休学中」「（海外に）留学中」の学生は含まない）で、在留資格「留学」を持ち、且つ調査基準日においてその在留資格が有効であることが留学センターによって確認されている学生を指す。

これは日常的な取り組みの中で行うものであり、表2のような「現場」での対応が可能である。外国人留学生とのこうした部署でのコミュニケーションは、単なる情報提供や手続きのみならず、留学生の心身の健康状態の把握やトラブルの早期発見の意味合いもあることを意識しておく必要がある。また、一つの部署のみならず、留学生の固有の情報を部署間で連携して共有しておくこともとても大切なことである。

表2 外国人留学生のメンタルケアに繋がる早稲田大学の取組（ラインケア）

取り組み	担当部署
留学生対応の現場での相談（学業や学生生活全般）	各学部・研究科の教員および留学担当者、留学センター
学生交流事業の実施	Intercultural Communication Center（ICC：異文化交流センター）
W-Mentor System、留学生交流サークル等との交流	留学センター、各学部・研究科の教員および留学担当者、学生生活課
日本語教育と学習サポート、ICC Language and Cultural Exchange Program	日本語教育研究センター、Intercultural Communication Center（ICC：異文化交流センター）
宿舎環境整備（外国人留学生と日本人学生の混住寮である Waseda International Student House (WISH) 等）	レジデンスセンター

（出典）筆者作成

前章で確認したように、日本語を上達させつつ、信頼のおける日本人の友人をつくりやすくする環境をつくり出すことが、留学生の生活を充実させるのみならず、未然にストレスの発生源を防ぎ心身の病を招かない環境をつくることに繋がるということが理解される。早稲田大学の特長的な組織である ICC⁷は、国際的な環境の変化に対応し、文化や国境を越えた相互交流を促進し、文化の創造や新しい価値観の生成を目指す部署である。そこでは、学生を主軸としたさまざまな相互交流機会を提供しており、外国人留学生と日本人学生の交流、学生と教職員の交流、学生と校友の交流、学生と地域の交流の促進を日々行っている。さらに、W-Mentor System は、Waseda Vision 150 Student Competition 2017 で採択された、学生が発案し実際に導入された仕組みであり、申請を行うと日本人学生と母国語が同じである先輩の外国人留学生の両者がメンターとして付き、生活全般のサポートを行うものである。2017 年秋から開始した新しい取り組みである。

このような取り組みの中で、外国人留学生が特に日本人学生の友人をつくるのが日本で生活するうえでのストレスを軽減させることに大きく繋がってくる。先述のとおり、早稲田大学では英語（および母国語）のみを話す学生数も大きく増加してきており、そうした学生こそ、日本で何らかのコミュニティの一員となるのが孤立しないための第一歩となる。

また、学業においては、遅刻、成績低下、周囲とのトラブルなどの兆候を見逃さずに、就学・生活

⁷ ICC の具体的な取り組みは、以下を参照されたい。
<https://www.waseda.jp/inst/icc/>（2017.11.20.閲覧）

上何が問題かを正確に把握するための情報収集を行うことが必要である。そうした兆しがあれば、まずは速やかに本人と話し合う機会を設けるべきである。その際は、仮に精神疾患が疑われる場合でも、生活上の問題や何に困っているかに焦点を当てて、相談に応じることが適切である。他にも、指導教員との関係、住環境、家族問題、経済的問題、生活慣習の違いによる摩擦、母国語が通じないことによるストレス、母国での精神障害の再燃・悪化、身体疾患等の相談も想定され、早期の適切な対応が求められる。

次に、ラインケアの延長で、学内資源の活用、すなわち学内に組織的に存在する専門家による対応が重要である。早稲田大学保健センター内に、相談窓口として学生相談室とこころの診療室が存在する。ここでは、心理カウンセラー（臨床心理士）による相談を行っており、学業の履修、将来のことや進路、対人関係や家族、性格、気分が落ち込む・何となく大学に行きたくない等の憂鬱さ、ジェンダーやセクシャリティに関する事等の相談を受け付けている。また医療が必要な学生については、必要に応じて適切な医療に繋がるように支援している。なお、学生相談室では、英語対応可能なカウンセラーを配置しており、特定の曜日を除き英語対応が可能となっている。

さらに、学外資源としては、学外の専門家・医師や企業によるコンサルティング・診療、大使館・領事館の協力、国際交流団体との連携、外国人相談機関・ボランティアとの連携、等があり、場合により学内でのケアと併せてサービスの提供が可能である。

最後に、セルフケアに関しては、情報がない状態では学生も自分の心の健康状態を知り対策することは難しいため、まずは学生相談室、各学生サービス部署によるケアから始める。そこから自身のケアができるようになると大きな予防策となりうる。早稲田大学では、海外へ学生を留学させる際、自身の留学に対する適性を把握できるオンラインシステムを受検する体制を構築している。システムはメディカルサービスを専門とする企業と共同開発しているが⁸、学生は96問の質問に回答することで、即座に自身でセルフケアをするための異文化における強みと弱みを科学的に把握したうえでセルフケアを実施することができる。こうした派遣留学の取り組みを応用し、その対極となる外国人留学生の適性把握を行うツールの開発も今後必要になってくるかもしれない。

以上のような4つの側面から、早稲田大学では外国人留学生のメンタルケアを実施している。

(3) 障がい学生支援室の取り組み

先述のとおり、2016年より、一人ひとりの困難に合わせた「合理的配慮の義務化」が法的に求められるようになった。そうした背景の中、早稲田大学では学生ダイバーシティセンター内に設置されている、障がい学生支援室を中心に学生支援を行っている。外国人留学生も日本人学生と

⁸ 東京海上日動メディカルサービス株式会社と共同開発した「留学準備教育スケール」(Scale of Readiness for Study Abroad: SRSA) である。詳しくは、以下を参照されたい。
<http://www.tokio-mednet.co.jp/2017/09/post-9.html> (2017. 11. 20. 閲覧)

同様に、この支援を受ける対象である。障がい学生支援室は、障がいのある学生が他の学生と同等の学習環境が得られるよう、各学部・研究科と障がい学生支援室との連携することで、可能な限りの支援を行い、全学的な修学環境の整備に努めている。障がい学生支援室には、身体障がい学生支援部門と、発達障がい学生支援部門の2つの部門があり、全体の構図をまとめると表3のとおりである。

表3 障がい学生支援室の取り組み概要

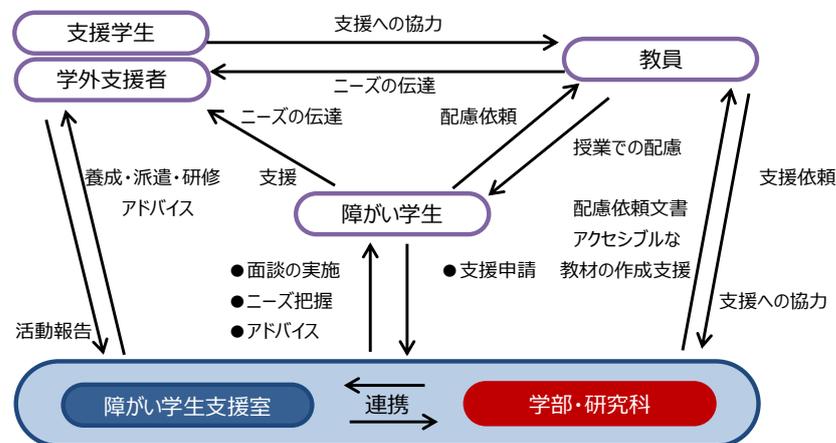
部門	部門内の支援	取り組み
共通	共通の支援	教員への配慮事項の伝達、期末試験時の配慮の調整、各種情報の提供、個別相談
身体障がい学生支援部門	聴覚障がい学生への支援	ノートテイク、記録、パソコン通訳、遠隔パソコン通訳、手話通訳、音声教材の文字起こし・字幕挿入
	視覚障害学生への支援	教材の点訳、教材のテキストデータ化、移動支援、代読、代筆
	肢体不自由学生への支援	教室調整、移動支援、代筆、生活介助
発達障がい学生支援部門	発達障がい学生への支援	学生支援コーディネーターによる面談、就学支援についての相談、心理検査などによるアセスメント、学内外の関係箇所との連絡・調整

(出典) 筆者が早稲田大学の資料から作成

支援室では、教員に対して、「教員ガイド」やウェブサイトを通じた情報提供、アクセシブルな教材作成の支援などを行い、教員が障がい学生を指導する際のサポートも行っている。また、支援学生の要請や定期的な研修会・交流会を実施し、障がい理解を広めるための啓発活動も行っている。支援全体の体制は、図2のとおりである。

以上は支援の全体像であるが、留学センターで管理する受け入れの交換留学生に言及したい。受け入れ交換留学生からの「障がいへの配慮」申請件数は、年々増加している。この背景には、上述のとおり受け入れ留学生数の急増という側面が大きい。しかし、併せて近年の「合理的配慮の義務化」に

図2 早稲田大学障がい学生支援の機能



(出典) 筆者が早稲田大学の資料を引用

制度的にも可能な限り対応をしていること、そして海外大学における障がい学生支援体制が発達し留学生受入側としても相応の対応が求められることも指摘できる。障がいを持つ交換留学生の受入の仕組みとしては、出願の際に、障がいや既往症を持つ学生がそのことを明記し申請するように制度を整えている。併せて出願の際には、そうしたことを申し出るといふ文言を含む誓約書を提出させており、情報の事前申請を徹底させている。それは、来日後では留学センターと学部・研究科との連携や事前の協定校への確認等ができずに、理想的な支援につなげることができないためである。しかしながら、実際にはそれでも留学生は明記することの躊躇からか、申請を事前にはせずに来日後に判るケースも少なからずある。支援体制を整えておくためには、障がいや既往症等についての申請が出願時に確実にされる環境を整え、この時点での申請率を上げることが留学センターの現在の課題の一つでもある。

なお、現状では、英語による対応については、例えば学生との面談時には英語対応可能な学部・研究科の教職員が同席し、支援室教職員と一緒に対応する体制を取っている。その方法により、所属学部・研究科の教職員に早い段階から参加し状況を理解してもらうこともでき、その後の具体的な支援につなげる上でも効果的である。

一方、欧米の大学では、日本よりも障がい学生支援体制が比較的進んでいるケースがしばしば見られるが、早稲田大学と協定校の関係にあるウエストミンスター大学（イギリス・ロンドン）では、施設の障がい者対応のバリアフリー率が100%であること、どのような身分の学生も障がい学生支援やメンタルケアの支援を受けることができること、大学間学生交流協定書の中にも障がい学生支援の概要について明記されていること、障がい学生支援のウェブサイトの中に動画があり心理的に相談に乗りやすい環境を提供していることなど、その意識の高さが窺える。さらに、イギリス政府が提供する Student Finance England (SFE) という障がい学生支援を行うことに特化した奨学金制度があり、条件を満たせば、フルタイムの学生およびパートタイムの学生（外国人留学生を含む）に提供がなされる。

4. おわりに

これまで確認してきたとおり、早稲田大学では、メンタルのトラブルや障がい学生の困難を、まずはいかに「未然に防ぐか」「事前に対策を講じられるか」という観点を重視し対応を行っている。メンタルのトラブルを未然に防ぐのは、主として現場の「ラインケア」と「学内資源」であり、日常的な外国人留学生とのコミュニケーションが大切である。また、障がいを持つ外国人留学生の支援に関しては、来日前の出願時に障がいの状況を把握し、本国での支援実績や本人の意思の尊重を心がけつつ、必要な対応を行うことに重点を置いている。一方で課題としては、海外の保護者との連携の難しさ（特に緊急時）、障がいのある留学生受入フローのさらなる整備等が挙げられる。今後も改善が求められる。

将来的には、さらに世界的に学生の国際流動性は高まることが想定されている。大学の「安全配慮

義務」、そして「合理的配慮義務」が問われる時代でもあり、今後の具体的な対応が一層必要とされる。日本の各大学、ひいては海外大学のグッドプラクティスを積極的に取り入れ、改善を重ねていく姿勢が重要である。

※本稿は個人の見解を含むものであり、所属する組織の公式見解ではありません

引用文献

大橋敏子（2008）「外国人留学生のメンタルヘルスと危機介入」京都大学学術出版会

厚生労働省「職場における心の健康づくり～労働者の心の健康の保持促進のための指針～」

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101004-3.pdf> 2017. 11. 20. 閲覧)

田中共子（2010）「異文化適応とソーシャルスキル」『日本語教育』146, pp. 61-75.

IDP(2003), Global Student Mobility 2025: Analysis of Global Competition and Market Share, IDP Education, Canberra: IDP Education.